施設整備を伴わない収益事業の変更について

１　収益事業の変更（認可申請）の概要

収益事業とは社会福祉法第26条第1項で規定されたように、その収益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的とする事業であり、具体的には厚生労働省局長通知「社会福祉法人の認可について」の「社会福祉法人審査基準」第1－３及び厚生労働省課長通知「社会福祉法人の認可について」の「社会福祉法人審査要領」第1－３に規定されています。

該当する事業が収益事業か否かが不明の場合は、神戸市監査指導部に相談してください。

２　申請の時期

（１）事業の追加　：　事業開始１か月前

事業を追加する場合は、事業所管課に事業認定等の申請を行う作業と並行して定款変更手続きを進めてください。事業開始予定日の１か月前には、内容の整った定款変更認可申請書類を提出してください。

（２）事業の廃止　：　事業廃止後直ちに

事業を廃止した場合は、直ちに決算を行い、残余財産の処分方法について決定し、遅滞なく事業廃止のための定款変更認可申請書を提出してください。

３　申請書類

申請書類は、文書番号１「申請書類目録」のとおりです。ただし、事案によっては、神戸市から当目録に掲載していない資料を求める場合があります。

書類提出の際は、Eメール（データ提出）を活用してください。Eメールによる提出が難しい場合は、神戸市監査指導部と相談してください。

４　申請書類の確認

申請に当たっては、後記の「収益事業の変更にかかる定款変更申請書のチェックシート」を利用する等して、不備や誤りのないよう提出前に必ず確認してください。

ただし、作成したチェックシートについては提出の必要はありません。

５　提出先

福祉局監査指導部（法人監査指導担当）

・電話番号：078-322-6241

・ファックス番号：078-322-5771

・メールアドレス：kansashidou@city.kobe.lg.jp

文書番号１

申請書類目録

社会福祉法人　○○○○会

|  |  |
| --- | --- |
| 文書  番号 | 申請書類 |
| １ | 申請書類目録 |
| ２ | 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| ３ | 評議員会議事録及び議案資料（写）  ・議案資料については、定款変更に係るページのみを添付すること。  ・評議員会を決議の省略により行った場合は、評議員全員の同意書を添付すること。 |
| ４ | 変更後の定款案 |
| ５ | 事業計画書（事業開始年度及び次年度分）　　事業廃止の場合は不要 |
| ６ | 事業認可（内定）通知書（写） |
| ７ | 資金収支予算書（事業開始年度及び次年度分）  ・事業廃止の場合は不要  ・拠点区分資金収支計算書（第一号第四様式）と同じ様式で作成すること。 |
| ８ | 直近年度の資金収支計算書  （第一号第一様式、第一号第二様式及び第一号第三様式） |
| ９ | 事業場の管理権を証する書類（賃借契約書等）　事業廃止の場合は不要 |
|  | （事業廃止の場合） |
| １０ | 事業廃止届等 |
| １１ | 廃止事業に係る決算書 |
| １２ | 廃止事業に係る財産処分方法説明書　　参考様式を使用すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名、職名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

文書番号２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式２）

（表面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 | | | | |
| 申  請  者 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 | | |
| ふりがな  名称 | ○○ふくしかい  社会福祉法人　〇〇福祉会 | | |
| 理事長の氏名 | 〇〇　〇〇 | | |
| 申請年月日 | | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | | 理　由 |
| 変更前の条文 | | 変更後の条文 |
| 第一条から第○○条まで省略  第〇章 収益を目的とする事業  （種別）  第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。  （１）診療所の経営  以下略 | | （２）駐車場の経営  以下略 | 収益事業の追加 |

（裏面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | 理　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  | ※必要に応じて、社会福祉法人定款例第10条（権限）第11号、第28条（資産の区分）及び第35条（臨機の措置）の（備考一）「第〇章　収益を目的とする事業」で規定された条項を追加すること。 |  |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

３　この申請書には、社会福祉法施行規則第３条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。

施設整備を伴わない収益事業の変更にかかる定款変更申請のチェックシート

このシートは提出の必要はありません。自己点検にご利用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | （例）駐車場の経営 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | | 点検内容 | 適否 | 確認事項 |
| 1 | 申請書類目録 | 指定された申請書類がすべて揃っている。 |  | 目録記載の書類が揃っている。 |
| 2 | 社会福祉法人定款変更認可申請書 | 記載漏れが無い。 |  | 見本の認可申請書の様式と同じである。 |
|  | 定款第４条の法人の所在地と同じ住所を記入している。 |
|  | 理事長の記名がある。 |
|  | 申請年月日の記入がある。 |
| 変更する事業は収益事業である。 |  | 社会福祉法、社会福祉法人審査基準（注1）及び社会福祉法人審査要領（注2）で規定する社会福祉事業又は公益事業ではない。  【　　　　　　　　　　　　　】 |
| 収益事業用財産や租税特別措置法第40条の特例措置を受ける場合に必要な条項を追加している。 |  | 定款の「権限」に「収益事業に関する重要な事項」の規定がある。 |
|  | 定款の「資産の区分」に収益事業用財産の規定がある。 |
|  | 定款の「収益を目的とする事業」に事業が規定されている。 |
| 変更前の条文は現行定款と一致する。 |  | 認可された直近の定款と一致している。 |
| 3 | 評議員会議事録（写）  令和【　　】年  【　　】月  【　　】日 | 定款変更議決が成立している。  第【　　】号議案 |  | 定款の定足数を満たしている。  【　　】人中【　　】人 |
|  | 定款で定める数以上の議決がある。【　　】人中【　　】人賛成 |
|  | 決議の省略により評議員会が行われる場合は、評議員全員の同意書を添付している。 |
| 議事録が有効である。 |  | 定款で定める議事録署名人が署名している。 |
| 4 | 変更後の定款案 | 定款案が申請内容と一致する。 |  | 申請書の変更案と変更後の定款案が一致する。 |
| 変更条文以外が現行定款と一致する。 |  | 変更しない条文が、認可された直近の定款と一致する。 |
| 5 | 事業計画書（当年度及び次年度） | 変更する事業は収益事業として認められるものか  （社会福祉法人審査基準  第１－３（注3）及び社会福祉法人審査要領第１－３（注4）による。） |  | 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものである。 |
|  | 法人の社会的信用を傷つけるおそれがない。 |
|  | 投機的なものでない。 |
|  | 社会福祉事業と同一設備を使用しないなど、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがない。 |
|  | 社会福祉事業を超える規模の事業ではない。 |
| 7 | 資金収支予算書（当年度及び次年度） | 変更する収益事業に係る資金収支計画が適正である。 |  | 同種の収益事業や法人の過去の実績からみて、収入及び支出の見積もりは妥当である。 |
|  | 当期資金収支差額合計からみて、事業が適正かつ継続的に行われ、かつ収益性があると認められる。 |
| ９ | 事業場の管理権を証する書類（賃貸借契約書等）（写） | 事業を実施できる条件を満たしている。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 10 | 事業廃止届等 | 適切な廃止手続きが行われている。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 11 | 廃止事業に係る決算書（写） | 廃止の会計処理は適正である。 |  | 廃止の決算が完了している。 |
| 12 | 廃止事業に係る財産処分方法説明書 | 資産の処分、引継ぎは適切に行われているか |  | 資産、資金移転、個人情報保護、職員雇用の処分、引継ぎ事項に漏れがない。 |

（注１）局長通知「社会福祉法人の認可について」の中の「社会福祉法人審査基準」をいう。

（注２）課長通知「社会福祉法人の認可について」の中の「社会福祉法人審査要領」をいう。

**（根拠規定）**

**社会福祉法人の認可について：局長通知**

**社会福祉法人審査基準（抜粋）**

第１ 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第４条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有することから、また、法第24条第２項の趣旨を踏まえ、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

３　収益事業

（１）法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（３）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

（２）事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

（３）当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

（４）当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

（５）当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

（６）母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第６条第１項各号に掲げる事業については、（３）は適用されないものであること。

**社会福祉法人定款例（抜粋）**

（資産の区分）第二八条の（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）

第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

２　本文第二項に同じ。

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

５　本文第四項に同じ。

第三五条（臨機の措置）の（備考二）

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

（種別）

第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（１）〇〇業

（２）〇〇業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（備考）

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）

第〇条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

**社会福祉法人の認可について：課長通知**

**社会福祉法人審査要領（抜粋）**

第１ 社会福祉法人の行う事業

３　収益事業

（１）次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア　当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ　たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ　社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

（２）次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ　高利な融資事業

ウ　前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

（３）次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

ア　社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ　社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

（４）（２）及び（３）の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。